

新潟県条例第1号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) 福祉保健部関係		(5) 福祉保健部関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
1の7 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第23号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)	1の7 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）及び新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第23号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(略)
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) 法第15条第3項の規定による施設の設置の届出の受理（介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第22項</u> に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。次号、第8号、第10号、第11号、第13号、第17号及び第18号において同じ。）		(5) 法第15条第3項の規定による施設の設置の届出の受理（介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第21項</u> に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。次号、第8号、第10号、第11号、第13号、第17号及び第18号において同じ。）	
(6)～(18) (略)		(6)～(18) (略)	
(略)		(略)	
2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）及び新潟県指定居宅	(略)	2 介護保険法（以下この項において「法」という。）並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第22号）、新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）及び新潟県指定居宅	(略)

介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第25号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（居宅サービス、居宅介護支援又は介護予防サービスに関するものに限り、次に掲げるものを除く。次号及び第44号において同じ。）

ア 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、法第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）を除く。）（以下この項において「特別養護老人ホーム等」と総称する。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおいて行われるものに限る。）に関するもの

イ～カ （略）

- (2)～(44) （略）

(略)

- (6) （略）

- (7) 農林水産部関係

事	務	市町村
1	農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」	(略)

介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第25号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第24条第1項の規定による命令及び質問（居宅サービス、居宅介護支援又は介護予防サービスに関するものに限り、次に掲げるものを除く。次号及び第44号において同じ。）

ア 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護（特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいい、法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うもの又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、法第8条第27項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護若しくは法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）を除く。）（以下この項において「特別養護老人ホーム等」と総称する。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものにおいて行われるものに限る。）に関するもの

イ～カ （略）

- (2)～(44) （略）

(略)

- (6) （略）

- (7) 農林水産部関係

事	務	市町村
1	農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」	(略)

という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)

(1) 法第72条の22の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任

(1)の2 法第72条の24第3号の規定による報告の受理

(2) 法第72条の29第2項の規定による定款の変更の届出の受理

(3) 法第72条の32第4項の規定による成立の届出の受理

(4) 法第72条の34第2項の規定による解散の届出の受理

(5) 法第72条の35第3項の規定による合併の届出の受理

(6) 法第72条の43第3項の規定による意見の陳述及び調査

(7) 法第72条の43第4項の規定による意見の陳述

(8) 法第72条の44の規定による清算結了の届出の受理

(9) 法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項の規定による休眠組合に係る官報への公告及び届出の受理

(10) 法第73条第4項において準用する法第64条の2第2項の規定による通知

(11) 法第73条第4項において準用する法第64条の3第3項の規定による組合の継続の届出の受理

(12) 法第73条の10(法第80条において準用する場合を含む。)の規定による組織変更の届出の受理(農事組合法人に係るものに限る。次号から第18号までにおいて同じ。)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) 組合等登記令(昭和39年政令第29号)第14条第4項及び第26条第2項の規定による解散の登記の嘱託

という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)

(1) 法第72条の12の6の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任

(1)の2 法第72条の12の8第3号の規定による報告の受理

(2) 法第72条の13第2項の規定による定款の変更の届出の受理

(3) 法第72条の16第4項の規定による成立の届出の受理

(4) 法第72条の17第2項の規定による解散の届出の受理

(5) 法第72条の18第3項の規定による合併の届出の受理

(6) 法第72条の18の9第3項の規定による意見の陳述及び調査

(7) 法第72条の18の9第4項の規定による意見の陳述

(8) 法第72条の18の10の規定による清算結了の届出の受理

(9) 法第73条の12の規定による組織変更の届出の受理

(10) 法第89条第2項の規定による解散の登記の嘱託(農事組合法人に係るものに限る。次号から第15号までにおいて同じ。)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(略)	
<p>3 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第15条の2第6項及び第7項（同条第9項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</u></p> <p>(3) <u>法第15条の2第8項の規定による協議</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	(略)
<p>4 食品表示法(平成25年法律第70号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所及び事業所が一の市町村の区域内のみにある食品関連事業者（法第2条第3項第1号に規定する食品関連事業者をいう。以下この項において同じ。）に係るもの）に限り、酒類並びにアレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものを除く。）</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	三 条 市、柏 崎市、 燕市及 び胎内 市
(略)	

(8) 農地部関係

事 務	市町村
<p>1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第4条第8項の規定による協議（法附則第2項第2号に規定する協議を除く。）</u></p> <p>(3) <u>法第4条第9項（法第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（前号及び第5号に掲げる事務に係るもの</u></p>	(略)

(略)	
<p>3 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第15条の2第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取</u></p> <p>(3) <u>法第15条の2第7項の規定による協議</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	(略)
<p>4 食品表示法(平成25年法律第70号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所及び事業所が一の市町村の区域内のみにある食品関連事業者（法第2条第3項第1号に規定する食品関連事業者をいう。以下この項において同じ。）に係るもの）に限り、酒類並びにアレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものを除く。）</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	新 潟 市、三 条市、 柏 崎市、 燕市及 び胎内 市
(略)	

(8) 農地部関係

事 務	市町村
<p>1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第4条第3項（法第4条第6項並びに第5条第3項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（前号及び次号から第5号までに掲げる事務に係るものに限る。）</u></p> <p>(3) <u>法第4条第5項の規定による協議（法附則第2項第2号に規定する協議を除く。）</u></p>	(略)

に限る。)			
(4)～(10) (略)		(4)～(10) (略)	
(11) 法第51条第1項の規定による処分(第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる事務に係るものに限る。)		(11) 法第51条第1項の規定による処分(第1号及び第3号から第5号までに掲げる事務に係るものに限る。)	
(12)・(13) (略)		(12)・(13) (略)	
(略)		(略)	
(9) 土木部関係		(9) 土木部関係	
事	務	市町村	
(略)		(略)	
9 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第4項に規定する施行地区の面積が5ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		(略)	
(1)～(37) (略)		(1)～(37) (略)	
(38) 法第136条第1項の規定による意見の聴取(第25号に規定する土地区画整理事業に係るものに限る。)		(38) 法第136条の規定による意見の聴取(第25号に規定する土地区画整理事業に係るものに限る。)	
(略)		(略)	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。